

答申第14号

答 申

1 審査会の結論

平成23年8月4日付けで異議申立人が津市（以下「実施機関」という。）に対して行った公文書開示請求につき、実施機関が平成23年8月18日付けで行った公文書部分開示決定は、妥当である。

2 異議申立てに至る経緯及び趣旨

(1) 異議申立人は、津市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成23年8月4日付けで「下之川の新最終処分場及び、バイパス道路に関わる土地買収価格の鑑定結果と鑑定士への支払命令書のすべて」について、公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

(2) 実施機関は、本件開示請求に対応する公文書として、次のもの（以下「本件公文書」という。）を特定した。

ア 不動産鑑定評価書（株式会社片岡不動産鑑定作成 1件）

イ 不動産鑑定評価書（株式会社中央鑑定コンサルタント作成 1件）

ウ 不動産鑑定評価書（コクド鑑定・調査株式会社作成 3件）

エ 意見書（コクド鑑定・調査株式会社作成 1件）

オ 新最終処分場用地及び美杉町下之川地内バイパス道路用地に関する不動産鑑定評価手数料に係る支払命令書

そのうえで、本件公文書について、開示しない部分及び開示しない理由を次のとおり記載し、平成23年8月18日付けで部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

(ア) 開示しない部分

a 個人の氏名、地目及び面積

b 鑑定評価額、鑑定評価額算出にあたっての根拠となる時点、価格及び比率、道路計画線等

(イ) 開示しない理由

a 条例第7条第1項第2号に該当し、公にすることにより、個人の権利利益を害すると認められるため

b 条例第7条第1項第6号イに該当し、公にすることにより、契約、交渉に係る事務に関し、当市の当事者としての地位を不当に害するおそれがあると認められるため

なお、本件公文書のうち、オについては全部開示を行った。

(3) 異議申立人は、平成23年10月3日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により、本件処分を取消し、開示を求める異議申立てを行

った。

3 異議申立ての理由

異議申立ての主たる理由は、次のとおりである。

本件公文書において、非開示理由に当たらない箇所を非開示としたのは、違法、不当である。

4 実施機関の不開示理由説明

(1) 不動産鑑定評価書及び意見書のうち、個人の氏名、地目及び面積については、条例第7条第2号に該当し、公にすることにより、個人の権利利益を害すると認められるため、当該部分を開示しなかった。

(2) 不動産鑑定評価書及び意見書のうち、鑑定評価額、鑑定評価額算出にあたっての根拠となる時点、価格及び比率、道路計画線等については、条例第7条第6号イに該当し、公にすることにより、契約、交渉に係る事務に関し、当市の当事者としての地位を不当に害するおそれがあると認められるため、当該部分を開示しなかった。

5 不開示理由説明書に対する異議申立人の意見の概要

(1) 本件公文書のうち、個人の氏名については、開示を求めない。

(2) 不動産鑑定に関する情報については、不動産鑑定士が市の委託業務として公的な立場で行ったものであるため、全て開示することを求める。

6 審査会の判断

本件異議申立てにおいて、異議申立人及び実施機関は、本件公文書のうち不開示とした部分について争っている。

異議申立人は、異議申立ての理由として、非開示理由に当たらない箇所を非開示としたのは、違法、不当であると述べており、また、津市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成18年津市条例第23号）第7条の規定に基づき実施した、異議申立人及び参加人の口頭による意見陳述においても、当該地の買収価格が地価よりも高額で算定されている恐れがあり、不当な税金の支出が行われている疑いがあるため、個人の氏名を除いた不開示部分の開示を求めると主張している。

このことから、以下、条例に基づき不開示情報の該当性について検討する。

条例第7条において、公文書は、原則開示すべきであるという原則公開の基本的枠組みが定められているが、その各号においては、開示することにより私的な権利利益を害したり、公共の利益を損なうおそれが生ずるなど、不開示とすべき合理的な理由があるものを不開示情報として定めている。

(1) 条例第7条第2号の該当性について

このうち、条例第7条第2号は、個人のプライバシーを最大限に保護するため、特定の個人が識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害すると認められる情報、いわゆる個人情報情報を不開示情報としたものである。また、条例第3条においても、実施機関

は、個人のプライバシーに関する情報がみだりに公にされることのないよう最大の配慮をしなければならないと定めている。

ここで、本件処分における開示しない部分をみると、まず、「個人の氏名」は、個人が識別される情報であることは明らかであるから、条例第7条第2号に該当する。

また、上記以外のものについては、この情報だけでは特定の個人が識別されることはないものの、実施機関からの口頭による意見陳述及び聴取の中で、当該地の取得については、本市において地方自治法に基づき定めた、津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年津市条例第53号）第3条の規定により市議会の議決を要する案件に該当するため、提出議案資料として取得する土地の所在地、種目及び数量、取得する土地全体の金額、契約相手方、目的が記載されたものを提出しており、この資料は何人でも閲覧できる状態であるとのことであったため、この情報と組み合わせることにより、容易に特定の個人が識別され得るのは明らかであるから、これについても条例第7条第2号に該当すると言える。

(2) 条例第7条第6号イの該当性について

条例第7条第6号は、本市、国・県等の行政機関が行う事務又は事業に関し、公にすることにより、事務又は事業の性質上、これらの適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるもの、いわゆる事務・事業情報を不開示情報として定めている。

このうち、条例第7条第6号イは、本市が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、本市の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあるものを不開示情報として定めている。

まず、本件異議申立てに関し、対象となる事業は、「新最終処分場用地及びバイパス道路用地に関する買収関係事業」（以下「本件事業」という。）である。

次に、本件処分における開示しない部分（個人の氏名を除く。）を開示した場合の、本件事業に対する影響については、下記のように考えられる。

ア 買収価格の基準となる不動産鑑定評価書を開示すれば、当該買収予定地の価格に関する市の評価額が、当該用地の地権者の期待に比べて低額であった場合など、補償金額についての交渉が難航することが予想され、また、このような場合に、地権者において、鑑定書の細かな記載を捉えてその内容を争い、再鑑定を求め、より高額の鑑定評価額によるのでなければ買収に応じないと主張するなど、今後の用地交渉が難航するおそれがあるとともに、経費が著しく増大し、事業の実施の時期にも遅れが生じるなど、事務又は事業の適正な遂行に支障を生じるおそれが認められる。

イ 本件事業における鑑定評価書にかかる土地の地権者の立場からすれば、用地交渉の最中に当該鑑定評価書が開示されたならば、自己の所有地が市の買収予

定地に含まれていること、及び買収された場合の補償金額の概算等が広く一般市民に知られ得ることになるが、当該土地の地権者において必ずしもそのような事態になることを予想又は甘受しているとは限らず、開示されたことを不快に思い、開示した市及び市の担当者に対して不信感を抱き、以後の用地交渉が難航するおそれがあり、事業の実施の時期に遅れが生じるなど、事務又は事業の適正な遂行に支障を生じるおそれが認められる。

ウ 本件事業対象地に未買収の土地がある状況で、当該鑑定評価書が開示された場合、あらかじめ交渉価格の概算等が広く一般市民に知られ得ることで、本市が用地交渉に入る前に、当該未買収地の所有者に対し第三者が介入する事態も予想され、この介入等により用地交渉が難航するおそれがあり、事務又は事業の適正な遂行に支障を生じるおそれが認められる。

以上のことからすれば、本件処分における開示しない部分(個人の氏名を除く)の情報は、少なくとも本件事業が未完了である現時点では、公にすることにより、事務又は事業の適正な遂行に支障を生じるおそれが認められ、条例第7条第6号イに該当すると言える。

よって、「1 審査会の結論」のとおり答申する。

7 審査の処理経過

本諮問案件に係る審査の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成23年10月18日	諮問書の受付
平成23年11月29日	諮問案件の審議並びに異議申立人、参加人及び実施機関からの口頭意見陳述
平成23年12月21日	諮問案件の審議及び実施機関への聴取
平成24年 2月17日	答申

津市情報公開・個人情報保護審査会委員

	氏 名
会 長	村 田 裕
副会長	寺 川 史 朗 (平成23年12月31日まで)
委 員	橋 本 陽 子
委 員	若 林 たけ子
委 員	内 田 典 夫